

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年10月12日（令和5年（行情）諮問第909号），同年12月14日（同第1134号ないし同第1136号），令和6年2月29日（令和6年（行情）諮問第193号）及び同年5月30日（同第620号）

答申日：令和6年10月4日（令和6年度（行情）答申第465号ないし同第468号，同第471号及び同第481号）

事件名：防衛省が，自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち特定期間において作成されたものの開示決定に関する件（文書の特定）

防衛省が，自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち特定期間において作成されたものの開示決定に関する件（文書の特定）

防衛省が，自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち特定期間において作成されたものの一部開示決定に関する件

防衛省が，自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

防衛省が，自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち特定期間において作成されたものの開示決定に関する件（文書の特定）

防衛省が，自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち特定期間において作成されたものの開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下，順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書6」といい，併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し，別紙の3に掲げる文書1ないし文書102（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした各決定は，いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3

条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年2月24日付け防官文第3653号、同年6月30日付け同第14503号、同年8月10日付け同第17174号、同年9月8日付け同第18837号及び同第18838号、同年10月23日付け同第21881号並びに令和6年1月22日付け同第949号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分7」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 文書の特定が不十分である。

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電

子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

カ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

キ 上記（1）カと同旨。

(3) 審査請求書3（原処分3について）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ及びカ 上記（2）オ及びカと同旨。

(4) 審査請求書4（原処分4及び原処分5について）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が

求められる。

キ及びク 上記（2）オ及びカと同旨。

ケ 上記（1）カと同旨。

（5）審査請求書5（原処分6について）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 上記（2）オと同旨。

カ 上記（1）カと同旨。

（6）審査請求書6（原処分7について）

ア 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イないしエ 上記（1）イないしエと同旨。

オ及びカ 上記（2）オ及びカと同旨。

キ 上記（1）カと同旨。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1及び原処分4について

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書26を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年2月24日付け防官文第3653号により、文書1ないし文書19について、法9条1項に基づく開示決定処分（原

処分1)を行った後、同年9月8日付け同第18837号により、文書20ないし文書26について、法5条3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分4)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法5条該当性について

原処分4において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

オ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

カ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分4においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、本件対象文書の一部が同条3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

キ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分4において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

ク 審査請求人は、原処分4について「紙媒体についても特定を求める」としているが、原処分4で特定した文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

2 原処分5について

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる9文書(以下「先行開示文書」という。)及び文書20ないし文書39を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年4月27日付け防官文第9584号により、先行開示文書について、法9条1項に基づく開示決定処分を行った後、同年9月8日付け同第18838号により、文書20ないし文書39について、法5条3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分5)を行った。

本件審査請求は、原処分5に対して提起されたものである。

(2) 法5条該当性について

上記1(2)と同旨(ただし、「原処分4」とあるのは「原処分5」とする。以下、2において同じ。)

(3) 審査請求人の主張について

アないしオ 上記1(3)アないしウ、カ及びキと同旨。

カ 上記1(3)クと同旨。

キないしケ 上記1(3)オ、ケ及びコと同旨。

3 原処分2について

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書40ないし文書57を特定し、令和5年6月30日付け防官文第14503号により、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

(2) 審査請求人の主張について

ア及びイ 上記1(3)ア及びイと同旨。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複製の交付を受けていない。

エ 上記1(3)クと同旨（ただし、「原処分4」とあるのは「原処分2」とする。）。

オないしキ 上記1(3)オ、ケ及びコと同旨。

4 原処分3について

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書58ないし文書71を特定し、令和5年8月10日付け防官文第17174号により、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分3）を行った。

本件審査請求は、原処分3に対して提起されたものである。

(2) 審査請求人の主張について

アないしウ 上記1(3)アないしウと同旨。

エ 上記1(3)クと同旨（ただし、「原処分4」とあるのは「原処分3」とする。）。

オ及びカ 上記1(3)ケ及びコと同旨。

5 原処分6について

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書72ないし文書74を特定し、令和5年10月23日付け防官文第21881号により、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分6）を行った。

本件審査請求は、原処分6に対して提起されたものである。

(2) 審査請求人の主張について

アないしウ 上記1(3)アないしウと同旨。

エ 上記1(3)クと同旨（ただし、「原処分4」とあるのは「原処分6」とする。）。

オ及びカ 上記1(3)オ及びコと同旨。

6 原処分7について

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書6の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書75ないし文書102を特定し、令和6年1月22日付け防官文第949号により、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分7）を行った。

本件審査請求は、原処分7に対して提起されたものである。

(2) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録を特定している。

イ及びウ 上記1(3)イ及びウと同旨。

エ 上記1(3)クと同旨（ただし、「原処分4」とあるのは「原処分7」とする。）。

オないしキ 上記1(3)オ、ケ及びコと同旨。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月12日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第909号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年12月14日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第1134号ないし同第1136号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 令和6年1月15日 審議（令和5年（行情）諮問第1135号及び同第1136号）
- ⑥ 同年2月29日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第193号）
- ⑦ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑧ 同年5月30日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第620号）
- ⑨ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑩ 同年9月9日 本件対象文書の見分及び審議（令和5年（行情）諮問第909号、同第1134号ないし同第1136号、令和6年（行情）諮問第193号及び同第620号）
- ⑪ 同月30日 令和5年（行情）諮問第909号、同第1134号ないし同第1136号、令和6年（行情）諮問第193号及び同第6

20号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、令和5年（行情）諮問第1135号において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求文書1に係る文書の特定（原処分4）

本件各開示請求については、防衛省が自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料の開示を求めるものであるところ、本件請求文書1に係る開示請求書には、「期間は2022年10月～現在まで」と記載されていることから、防衛省が自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち、令和4年10月から開示請求受付日である同年12月27日までに提出された文書の開示を求めているものと解し、原処分1で特定した文書1ないし文書19の他に文書20ないし文書26を特定した。

イ 本件請求文書2に係る文書の特定（原処分5）

本件請求文書2に係る開示請求書には、「防官文第3653号（2022.12.27一本本B2272）で残りの部分」及び「当該請求（2022.12.27一本本B2272）の後に作成された文書」と記載されていることから、本件請求文書1に係る原処分1で残りの部分とされた文書及び本件請求文書1の開示請求受付日の翌日である令和4年12月28日から本件請求文書2の開示請求受付日である令和5年3月7日までに作成された文書の開示を求めているものと解し、本件請求文書1に係る原処分1で残りの部分とされた文書として原処分4で特定した文書20ないし文書26、並びに、本件請求文書1の開示請求の後に作成された文書として先行開示文書の9文書及び文書27ないし文書39を特定した。

ウ 本件請求文書 3 に係る文書の特定（原処分 2）

本件請求文書 3 に係る開示請求書には、「2023. 3. 7—本本 B 2 9 1 6 で特定された後に作成された文書」と記載されていることから、本件請求文書 2 の開示請求受付日の翌日である令和 5 年 3 月 8 日から本件請求文書 3 の開示請求受付日である同年 5 月 2 日までに作成された文書の開示を求めているものと解し、文書 4 0 ないし文書 5 7 を特定した。

エ 本件請求文書 4 に係る文書の特定（原処分 3）

本件請求文書 4 に係る開示請求書には、「2023. 5. 2—本本 B 2 5 3 で特定された後に作成された文書」と記載されていることから、本件請求文書 3 の開示請求受付日の翌日である令和 5 年 5 月 3 日から本件請求文書 4 の開示請求受付日である同年 6 月 1 3 日までに作成された文書の開示を求めているものと解し、文書 5 8 ないし文書 7 1 を特定した。

オ 本件請求文書 5 に係る文書の特定（原処分 6）

本件請求文書 5 に係る開示請求書には、「2023. 6. 13—本本 B 4 8 1 特定された後に作成された文書」と記載されていることから、本件請求文書 4 の開示請求受付日の翌日である令和 5 年 6 月 1 4 日から本件請求文書 5 の開示請求受付日である同年 8 月 2 2 日までに作成された文書の開示を求めているものと解し、文書 7 2 ないし文書 7 4 を特定した。

カ 本件請求文書 6 に係る文書の特定（原処分 7）

本件請求文書 6 に係る開示請求書には、「2023. 8. 22—本本 B 1 1 8 4 で特定された後に作成された文書」と記載されていることから、本件請求文書 5 の開示請求受付日の翌日である令和 5 年 8 月 2 3 日から本件請求文書 6 の開示請求受付日である同年 1 1 月 2 2 日までに作成された文書の開示を求めているものと解し、文書 7 5 ないし文書 1 0 2 を特定した。

キ 本件対象文書のうち、文書 1 6，文書 1 7，文書 2 1，文書 2 4，文書 2 5，文書 2 8，文書 2 9，文書 3 1，文書 3 2，文書 4 9 ないし文書 5 2，文書 6 2，文書 6 3，文書 7 4，文書 8 2，文書 8 5 及び文書 1 0 0 については、文書作成ソフトにより電磁的記録として作成され、文書 7 5 については PDF ファイル形式の電磁的記録であり、その他の文書については、プレゼンテーションソフトにより電磁的記録として作成されたものであるが、文書 2 ないし文書 1 3 及び文書 1 8 を除く文書は紙媒体として保存する必要もないことから、電磁的記録のみを保存している（文書 2 ないし文書 1 3 及び文書 1 8 については、電磁的記録及び紙媒体を保有しており、原処分 1 において特定し

ている。)。なお、席上回収資料である文書22ないし文書25については、会議には紙媒体を提出したものの、会議終了後に当該紙媒体を回収し廃棄しているため、紙媒体は保有していない。

ク 本件審査請求を受け、念のため関係部署の書棚、書庫及び共有フォルダ等を探索したが、本件対象文書及び先行開示文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アないしカの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)キの作成、保有状況及び上記(1)クの探索状況を踏まえると、本件対象文書及び先行開示文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記第3及び上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書及び先行開示文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、一部開示された文書22ないし文書25について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該文書は、自由民主党安全保障調査会の会議における席上回収資料であり、公にすることを前提としない文書であるとの説明があった。

そうすると、文書22ないし文書25の不開示部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障政策上の取組に係る政府部内の未成熟な検討内容が明らかとなり、国家防衛戦略の閣議決定以降である原処分時点においても、将来の同種の検討作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書及び先行開示文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条5号に該当すると認められるので、同条3号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料の全て（期間は2022年10月～現在まで）。
- (2) 防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料の全てのうち防官文第3653号（2022.12.27－本本B2272）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2022.12.27－本本B2272）の後に作成された文書の全て。
- (3) 防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料の全てのうち2023.3.7－本本B2916で特定された後に作成された文書の全て。
- (4) 防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料の全てのうち2023.5.2－本本B253で特定された後に作成された文書の全て。
- (5) 防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料の全てのうち2023.6.13－本本B481で特定された後に作成された文書の全て。
- (6) 防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料の全てのうち2023.8.22－本本B1184で特定された後に作成された文書の全て。

2 本件請求文書2に係る先行開示文書（令和5年4月27日付け防官文第9584号）

- (1) 日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）（概要）
- (2) 日米「2+2」：共同発表（骨子）
- (3) 在日米軍の態勢の最適化について
- (4) 嘉手納弾薬庫地区の追加的な共同使用について
- (5) 日米装備・技術協力の深化
- (6) 日米安全保障協議委員会（2+2）共同発表
- (7) Joint Statement of the Security Consultative Committee（“2+2”）
- (8) 日米防衛相会談
- (9) 我が国に飛来する気球等への対応について（令和5年2月 防衛省）

3 本件対象文書

文書1 令和5年度税制改正要望について

文書2 9月29日の北朝鮮によるミサイル発射について（令和4年10月4日 防衛省）

- 文書3 10月4日の北朝鮮によるミサイル発射について（令和4年10月5日 防衛省）
- 文書4 10月6日及び9日の北朝鮮によるミサイル発射について（令和4年10月12日 防衛省）
- 文書5 10月14日の北朝鮮によるミサイル発射について（令和4年10月18日 防衛省）
- 文書6 米国家安全保障戦略（NSS）（令和4年10月18日 防衛省）
- 文書7 米国戦略文書の発表（令和4年11月2日 防衛省）
- 文書8 10月28日の北朝鮮によるミサイル発射について（令和4年11月2日 防衛省）
- 文書9 11月2日及び3日の北朝鮮によるミサイル発射について（令和4年11月4日 防衛省）
- 文書10 11月9日の北朝鮮によるミサイル発射について（令和4年11月10日 防衛省）
- 文書11 11月17日及び18日の北朝鮮によるミサイル発射について（令和4年11月18日 防衛省）
- 文書12 11月18日の北朝鮮によるミサイル発射について（令和4年11月21日 防衛省）
- 文書13 12月18日の北朝鮮によるミサイル発射について（令和4年12月19日 防衛省）
- 文書14 日米豪防衛相会談
- 文書15 第10回日豪外務・防衛閣僚協議（2+2）
- 文書16 第10回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）共同声明
- 文書17 元陸上自衛官に対するセクシュアル・ハラスメントについて（令和4年9月29日 防衛省）
- 文書18 自衛隊大規模接種会場の接種状況について（令和4年10月4日 防衛省）
- 文書19 中国安全保障レポート2023 認知領域とグレーゾーン事態の掌握を目指す中国
- 文書20 令和4年度第2次補正予算案の概要（令和4年11月 防衛省）
- 文書21 浜田防衛大臣・鈴木財務大臣ぶら下がり会見（令和4年11月28日（月））
- 文書22 資料1
- 文書23 資料2
- 文書24 国家防衛戦略（骨子）
- 文書25 国家防衛戦略【P】
- 文書26 中国海軍艦艇による我が国領海内航行（令和4年12月 防衛省）

- 文書 27 令和 5 年通常国会に防衛省から提出する法律案（令和 5 年 2 月 防衛省）
- 文書 28 防衛省設置法の一部を改正する法律案
- 文書 29 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案
- 文書 30 法案概要（令和 5 年 2 月 防衛省）
- 文書 31 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案要綱
- 文書 32 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案要綱
- 文書 33 22 年 12 月 31 日及び 23 年 1 月 1 日の北朝鮮によるミサイル発射について（令和 5 年 1 月 19 日 防衛省）
- 文書 34 米軍による「監視気球」の撃墜について（令和 5 年 2 月 7 日 防衛省）
- 文書 35 朝鮮人民軍創建 75 周年軍事パレード（令和 5 年 2 月 15 日 防衛省）
- 文書 36 気球等の撃墜に関する米軍の発表内容（令和 5 年 2 月 15 日 防衛省）
- 文書 37 2 月 18 日の北朝鮮によるミサイル発射について（令和 5 年 2 月 20 日 防衛省）
- 文書 38 トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な機材等の輸送について（令和 5 年 2 月 15 日 防衛省）
- 文書 39 中国海軍艦艇による我が国領海内航行（令和 5 年 2 月 防衛省）
- 文書 40 第 12 回日韓安全保障対話について 令和 5 年 4 月 外務省・防衛省
- 文書 41 海上保安庁の統制要領
- 文書 42 3 月 16 日の北朝鮮によるミサイル発射について 令和 5 年 3 月 16 日 防衛省
- 文書 43 3 月 19 日の北朝鮮によるミサイル発射について 令和 5 年 3 月 24 日 防衛省
- 文書 44 3 月 27 日の北朝鮮による弾道ミサイル発射について 令和 5 年 4 月 5 日 防衛省
- 文書 45 ウクライナにおける戦況と特徴 2023 年 4 月 防衛省
- 文書 46 4 月 13 日の北朝鮮による弾道ミサイル発射について 令和 5 年 4 月 13 日 防衛省

- 文書47 軍事演習発表までの経緯 令和5年4月12日 防衛省
- 文書48 ロシア軍の極東における軍事演習について 令和5年4月 防衛省
- 文書49 統合幕僚長略歴
- 文書50 陸上幕僚長略歴
- 文書51 海上幕僚長略歴
- 文書52 航空幕僚長略歴
- 文書53 陸自第8飛行隊所属UH-60JAヘリの航跡消失について
2023年4月7日 防衛省
- 文書54 陸自第8飛行隊所属UH-60JAヘリの航跡消失について
2023年4月12日 防衛省
- 文書55 陸自第8飛行隊所属UH-60JAヘリの航跡消失について
2023年4月18日 防衛省
- 文書56 スーダン情勢を踏まえた防衛省・自衛隊の対応について 令和
5年4月 防衛省
- 文書57 陸自第8飛行隊所属UH-60JAヘリの航跡消失について
2023年4月27日 防衛省
- 文書58 令和5年版防衛白書（案）について 令和5年6月 防衛省
- 文書59 令和5年版防衛白書（案）について（詳細版） 令和5年6月
防衛省
- 文書60 日米防衛相会談 令和5年6月 防衛省
- 文書61 第7回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）：共同声明（概
要） 令和5年5月 外務省・防衛省
- 文書62 第7回日仏外務・防衛閣僚会合 共同声明（2023年5月9
日）
- 文書63 （お知らせ）第7回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）
令和5年5月9日 防衛省
- 文書64 G7広島サミット等における安全保障関連トピックについて
令和5年5月 防衛省
- 文書65 5月31日の北朝鮮によるミサイル発射について 令和5年5
月31日 防衛省
- 文書66 米比防衛協力強化協定（EDCA）の拠点追加について 令和
5年5月16日 防衛省
- 文書67 防衛省・自衛隊と海上保安庁との共同訓練の実施について＜統
制要領に係る机上訓練（TTX）＞ 2023年6月 防衛省
海上保安庁
- 文書68 陸上自衛隊V-22オスプレイ配備 令和5年6月 防衛省
- 文書69 ウクライナ負傷兵の自衛隊病院への受け入れについて 令和5

- 年5月23日 防衛省
- 文書70 陸自第8飛行隊所属UH-60JAヘリの航跡消失について
2023年5月9日 防衛省
- 文書71 陸自第8飛行隊所属UH-60JAヘリ事故の搭乗員一覧 2
023年6月2日 防衛省
- 文書72 6月15日の北朝鮮による弾道ミサイル発射について 令和5
年6月16日 防衛省
- 文書73 7月12日の北朝鮮による弾道ミサイル発射について 令和5
年7月25日 防衛省
- 文書74 陸上自衛隊隊員による射撃事案について（第1報） 令和5年
6月14日 陸上幕僚監部
- 文書75 総合経済対策の策定について（内閣総理大臣指示）
- 文書76 経済対策に関する重点事項（国防関係）【案】
- 文書77 令和5年度補正予算案の概要（令和5年11月 防衛省）
- 文書78 令和6年度税制改正要望について（令和5年11月 防衛省）
- 文書79 日米韓ミサイル警戒データのリアルタイム共有について（令和
5年9月6日 防衛省）
- 文書80 スタンド・オフ・ミサイルの早期整備について（令和5年10
月 防衛省）
- 文書81 ウクライナにおける戦況と特徴（2023年10月18日 防
衛省）
- 文書82 （お知らせ）日米韓防衛相テレビ会談について（令和5年11
月12日 防衛省）
- 文書83 日米韓防衛相テレビ会談（11月12日）
- 文書84 防衛大臣の訪米について（令和5年10月 防衛省）
- 文書85 （お知らせ）日米防衛相会談の概要（令和5年10月5日 防
衛省）
- 文書86 第5回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（令和5年11
月 防衛省）
- 文書87 日英防衛相会談（令和5年11月 防衛省）
- 文書88 第5回日英外務・防衛閣僚会合 共同声明（概要）（令和5年
11月 外務省・防衛省）
- 文書89 8月24日の北朝鮮による発射について（令和5年8月24日
防衛省）
- 文書90 8月30日の北朝鮮による弾道ミサイル発射について（令和5
年9月6日 防衛省）
- 文書91 米国とフィリピンの防衛協力（令和5年11月15日 防衛省）
- 文書92 11月21日の北朝鮮による発射について（令和5年11月2

2日 防衛省)

- 文書93 GPI日米共同開発について(令和5年8月 防衛省)
- 文書94 フィリピンとの防衛協力・交流(令和5年11月 防衛省)
- 文書95 防衛力抜本的強化の進捗と予算 令和6年度概算要求の概要(横)
- 文書96 防衛力抜本的強化の進捗と予算 令和6年度概算要求の概要(縦)
- 文書97 令和6年度概算要求 イージス・システム搭載艦(防衛省 令和5年8月)
- 文書98 有識者検討会報告書での指摘事項と関連する施策(令和5年9月 防衛省)
- 文書99 防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会報告書(令和5年7月12日)の概要(令和5年9月 防衛省)
- 文書100 防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会報告書(令和5年7月12日)
- 文書101 防衛省・自衛隊におけるハラスメントに関する今後の取組み(令和5年9月 防衛省)
- 文書102 ジブチ・ヨルダンにおける邦人等輸送態勢の確立について(令和5年10月18日 防衛省)

別表

本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 2 2	1 枚目の一部 2 枚目ないし 1 3 枚目及び 1 5 枚目のそれぞれページ番号を除く全て 1 4 枚目の全て	本文書は，政府部内での検討中の国家防衛戦略に関する資料であり，不開示とした部分には同戦略の案文について行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合，我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため，国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ，又は交渉上不利益を被るおそれがある。また，これらを公にすることで，今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに，国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから，法 5 条 3 号， 5 号及び 6 号柱書きの不開示情報に該当するため，不開示とした。
文書 2 3	1 枚目の一部	
文書 2 4	1 枚目ないし 1 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 5	1 枚目ないし 3 2 枚目のそれぞれ一部	